

(旧)

帳票No	685	機能名称	給付要否意見書（所要経費概算見積書）【施術（柔道整復）】
現行帳票			

給付要否意見書(所要経費概算見積書)

施術（柔道整復）		受			
ケースNO.		員番	01 ※ 1.新規 2.継続		
※（令和 7年 4月 1日 以降の） （氏名）北九（71歳） にかかかる施術（柔道整復）の給付の要否について意見を求めます。 令和 7年 5月 14日 戸畑福祉事務所長 様		※指定施術者名			
要 否 意 見 （ 柔 道 整 復 師 記 載 欄 ）	傷 病 名（部 位）	初検年月日	転帰（継続の場合）	傷病の程度及び給付を 必 要 と す る 理 由	
	(1)	令和 年 月 日	治癒・中止・継続		
	(2)	令和 年 月 日	治癒・中止・継続		
	(3)	令和 年 月 日	治癒・中止・継続		
	(4)	令和 年 月 日	治癒・中止・継続		
	(5)	令和 年 月 日	治癒・中止・継続		
	(6)	令和 年 月 日	治癒・中止・継続		
	療養(治癒) 見込期間		概 算 見 積 額 （ 初 検 時 又 は 4 か 月 目 以 降 ）		
	か月 又は 日間		1月目 円	2月目 円	3月目 円
	(患者氏名)		について上記のとおり、給付を （1 要する 2 要しない ） と認めます。 令和 年 月 日 戸畑福祉事務所長 宛 指定施術機関の所在地及び名称 院（所）長		
医師同意	(注) 脱臼又は骨折（応急手当をを除く。）の場合のみ同意が必要				
※嘱託医意見	上記の給付を 1. 必要と認める 2. 必要と認めない ① ②				

- (記載注意)
- 転帰「（継続の場合）」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
 - 「療養（治癒）見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時（3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月目以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記載すること。
 - 「医師同意」欄は、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したものでも差し支えないこと。
 - ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

(新)

標準化帳票

太枠：標準化により詳細化

給付可否意見書（柔道整復）

00029 01

※福祉事務所記載欄	※ 継続	※ 受理年月日 年 月 日		
	※居住地：保護市生活町579-34567			
	※ (フリガナ)  ※ (平成17年11月1日以降の) (氏名)  (生年月日) 大正10年11月17日 (102歳) に係る施術の給付の可否について意見を求めます。 令和 6年 7月13日 ■福祉事務所 1 長			
	※ 			
要 否 意 見 （ 柔 道 整 復 師 記 載 欄）	傷病名（部位）	初検年月日	転帰（継続の場合）	傷病の程度及び 給付を必要とする理由
	(1)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(2)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(3)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(4)	年 月 日	治癒・中止・継続	
	(5)	年 月 日	治癒・中止・継続	
(6)	年 月 日	治癒・中止・継続		
療養（治療）見込期間		概算見積額（初検時又は4ヶ月目以降）		
か月又は 日間		1 月目 円	2 月目 円	3 月目 円
(患者氏名)  について、上記のとおり給付を（1 要する 2 要しない）と認めます。 ■福祉事務所 1 長 年 月 日 指定施術機関（施術者）の所在地 及び名称				
医師同意	(注) 脱臼又は骨折（応急手当を除く）の場合のみ同意が必要			
※嘱託医意見	1. 承認 2. 不承認 3. 本庁協議 期間(月) 1 2 3 4 5 6 (詳細意見) 			

※担当員

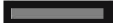
竹田

※発行取扱者

竹田

(記載注意)

- 「転帰（継続の場合）」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 「療養（治療）見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時（3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 「医師同意」欄は、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したもので差し支えないこと。
- ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

 ○X総合病院

変更点

国の定める標準様式への変更
主な変更点
・印字項目の詳細化